

## 第13期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

### 平成29年度（平成30年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	3,242	保険契約準備金	1,858
有価証券	50	支払備金	477
株式	50	責任準備金	1,381
有形固定資産	27	その他負債	486
建物	13	再保険借	103
その他の有形固定資産	14	未払法人税等	9
無形固定資産	81	預り金	6
ソフトウェア	81	未払金	38
その他資産	633	仮受金	327
未収保険料	0	賞与引当金	23
代理店貸	217	価格変動準備金	0
再保険貸	68	負債の部合計	2,368
未収還付法人税等	14	(純資産の部)	
未収金	124	資本金	1,612
未収収益	1	利益剰余金	324
預託金	64	利益準備金	12
地震保険預託金	0	繰越利益剰余金	311
仮払金	118	株主資本合計	1,936
前払費用	23	純資産の部合計	1,936
繰延税金資産	270		
資産の部合計	4,304	負債及び純資産の部合計	4,304

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は該当がなく、その他の債権については、倒産確率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預貯金	3,242	3,242	—
② 代理店貸	217	217	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 50 百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

9. 貸付金のうち、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありせん。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は 34 百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権の総額は 1 百万円、金銭債務の総額は 154 百万円であります。
12. 繰延税金資産の総額は 270 百万円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金 257 百万円であります。
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
14. 子会社等の株式は 50 百万円であります。
15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	681	百万円
同上にかかる出再支払備金	204	百万円
差 引	477	百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	650	百万円
同上にかかる出再責任準備金	190	百万円
差 引 (イ)	459	百万円
その他の責任準備金(ロ)	921	百万円
計 (イ+ロ)	1,381	百万円

17. 1株当たりの純資産額は60,068円06銭であります。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成29年度

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,190
保険引受収益	3,178
正味収入保険料	3,178
積立保険料等運用益	0
為替差益	0
資産運用収益	11
利息及び配当金収入	11
積立保険料等運用益振替	0
その他の経常収益	0
経常費用	3,100
保険引受費用	2,344
正味支払保険金	1,047
損害調査費	270
諸手数料及び集金費	838
支払備金繰入額	53
責任準備金繰入額	136
資産運用費用	11
有価証券売却損	0
為替差損	10
営業費及び一般管理費	744
その他の経常費用	0
経常利益	90
特別損失	9
固定資産処分損	9
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純利益	80
法人税及び住民税	17
法人税等調整額	9
法人税等合計	27
当期純利益	52

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益の総額は 471 百万円、費用の総額は 1,634 百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	4,650 百万円
支 払 再 保 険 料	1,471 百万円
差 引	3,178 百万円

3. 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	1,493 百万円
回 収 再 保 険 金	446 百万円
差 引	1,047 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,572 百万円
出 再 保 険 手 数 料	733 百万円
差 引	838 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 繰 入 額 ( 出 再 支 払 備 金 控 除 前 )	76 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 繰 入 額	23 百万円
差 引	53 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普 通 責 任 準 備 金 繰 入 額 ( 出 再 責 任 準 備 金 控 除 前 )	48 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	15 百万円
差 引	33 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額	102 百万円
計	136 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	10 百万円
貸 付 金 利 息	0 百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0 百万円
計	11 百万円

8. 1株当たりの当期純利益は1,643円56銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社	(株)エイチ・アイ・エス	被所有 直接82.0%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払(注1)	1,414	未払手数料	139
			保険契約の引受	元受保険料の受取(注2)	471	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 上記(注1)の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<参考情報>

## ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当 期 (平成30年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,979
資本金又は基金等	1,936
価格変動準備金	0
危険準備金	-
異常危険準備金	921
一般貸倒引当金	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	-
土地の含み損益	-
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-
控除項目	-
その他	121
(B) リスクの合計額	741
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	
一般保険リスク(R1)	281
第三分野保険の保険リスク(R2)	-
予定利率リスク(R3)	0
資産運用リスク(R4)	72
経営管理リスク(R5)	15
巨大災害リスク(R6)	281
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	803.3

注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
  
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
  
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保 険 引 受 上 の 危 険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより（一般保険引受リスク）発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）  
（第三分野保険の保険リスク）
  - ② 予 定 利 率 上 の 危 険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り（予定利率リスク）を下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
  - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で（経営管理リスク）上記①～③及び⑤以外のもの
  - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）
  
- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
  
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。